

アーカイブズ・ニューズレター

No. 7

2007年9月

Newsletter of the Department of Archival Studies
National Institute of Japanese Literature
National Institutes of the Humanities



韓国・太白山史庫全景 (5頁参照)

目次

〔エッセイ〕

- 国有林史料の保存・活用への取り組み 太田 尚宏…………… 2
 韓国の前近代アーカイブズについての断想
 —歴史学とアーカイブズ学— 金 炫 榮…………… 5

〔アーカイブズノート〕

- 〈人間文化研究機構 連携展示報告〉
 「幻の博物館の“紙”—「日本実業史博物館」旧蔵コレクション展」
 青木 睦…………… 8
 坂口 貴弘…………… 11
 米国におけるアーカイブズ編成・記述の動向
 京城女子師範学校生の日常生活
 —在朝日本人への聞き取り調査から 通堂あゆみ…………… 13
 「台湾総督府」林制アーカイブズの調査 山田 哲好…………… 15

国有林史料の保存・活用への取り組み

徳川林政史研究所・主任研究員 太田 尚宏

1 全国森林管理局所蔵史料調査

筆者が勤務する財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所では、2002年度より筑波大学大学院生命環境科学研究科農村社会・農史学分野の加藤衛弘研究室などと共同で、全国各地の森林管理局に関する所蔵史料調査を実施している。

森林管理局とは、林野庁のもとで国有林の管理・経営を担当する機関で、その構成は、2002年度までは全国に7か所ある本局と、北海道に4か所、東北・関東・中部に各1か所の分局からなっていた。森林管理局の管轄下には、数か所ずつの森林管理署が置かれ、全国各地に所在する国有林の管理育成や活用に関する事業の第一線を担っていた。1999年度までは「営林局」「営林署」という名称だったので、一般にはこちらのほうが馴染みが深いかもしれない。

しかし、森林管理局に対しては、行政改革による官庁組織の整理統合の一環で、分局の廃止、本局への一本化が図られ、北海道・東北・関東・中部にある分局は、2003年度末をもって廃止されることになった。これらの統廃合にともない、本局・分局に保存されてきた林野行政に関する貴重な文書類が廃棄・散逸してしまう危険性が高まり、これに危機感を抱いた徳川林政史研究所と筑波大学加藤研究室では、所蔵史料の把握と整理・目録作成を第一の目的とする調査を着手することにしたのである。

調査はまず、森林管理局所蔵史料の全体像を把握するための所在調査から始まった。北海道（札幌本局）、東北（秋田本局・青森分局）、関東（前橋本局・東京分局）、中部（長野本局・名古屋分局）、近畿中国（大阪）、四国（高知）・九州（熊本）にある各局を实地に訪ねて史料の所在を確認し

ていった結果、青森・秋田・長野・熊本に大量の史料が保存されており、前橋・名古屋・大阪にもある程度の史料が残されていることを確認できた。

このうち、2003年度末の統廃合を間近に控えて調査への着手が急務となっていたのが、東北（秋田本局・青森分局）と中部（長野本局・名古屋分局）であった。協議の結果、東北を筑波大学、中部を徳川林政史研究所で担当することになり、それぞれが合宿形式の調査を断続的に実施して、史料整理・目録データの採録を順次行っていた。調査対象は、管理局によって文書目録が作成されていない、主として江戸時代から1947年の林政統一（国有林と皇室御料林の管轄組織統合）までの文書類である。

加藤研究室らによる青森分局の調査では、約4440点の史料について整理・目録化を終えた。ここには、弘前藩・盛岡藩を中心とした藩有林経営に関する史料をはじめ、明治以降に青森・宮城の両大林区署で作成された文書、各種の台帳類、例規類、施業案説明書その他の国有林経営計画に関する史料が保存されていた。

秋田本局の調査では、1930年代に農林省によって編さんされた『日本林制史史料』やその元となる「日本林制史調査史料」（稿本）において、秋田藩の林政に関わる中核史料となっていた同藩木山方の賀藤家文書がそのまま残されていたほか、江戸期の文書が約400点ほど保存されていたことが判明し、明治期以降の官林絵図や植伐・林野処分・貸付関係の史料などとあわせて約4000点を整理・目録化した。

一方、徳川林政史研究所が担当した名古屋分局の調査では、岐阜県の飛騨地方を中心とする江戸時代の御林帳や、これを官林

として引き継いだ後の官林取調帳、主として1903年以降に御料局名古屋支庁（のち支局）の所管となった岐阜・愛知の皇室御料林経営に関する文書など、約600点の史料を整理・目録化した。

統廃合実施前の2003年11月に何とか名古屋分局の調査を終えた同研究所では、引き続き翌12月より名古屋分局の文書の受け入れ先となる長野本局の調査に入った。

第1回の調査を終えた翌2003年1月、長野本局の担当者より、名古屋分局に保存されていた文書を本局へ移管するため、文書庫の改修工事を行う旨の連絡が入った。そこで筆者は同局を訪問して、改修工事の概要について話を聞き、今後の調査計画の変更について打ち合わせを行った。さらに改修工事終了後の7月には再び同局に赴いて、史料配架状況の確認と以後の調査のための予備作業を実施した。

この間の3月には、名古屋分局が廃止されて長野本局へ統合されたわけだが、史料の移管にあたって、非常にうれしい出来事があった。先の名古屋分局で筆者らが作成した史料目録が、文書移管に際して引継台帳の一部として利用されたのである。その結果、名古屋分局にあった貴重な歴史的な文書は廃棄を免れ、「徳川林政史研究所調査資料」というシールを貼った箱に収められて、スムーズに長野本局へと移管された。これらの史料を改修された長野本局の書架に並べることができたときの喜びには、ひとしおのものがあり、調査を行ってきよかったですと実感できた瞬間であった。

なお、7回にわたる調査の結果、長野本局の所蔵史料は約2600点におよぶことが判明し、この中には国有林の経営のみならず、今までほとんど明らかになっていなかった皇室御料林の経営・管理を知り得る文書類が約1500点ほど残されていたことも明らかとなった。

2003年度末の本局・分局統廃合の後も、森林管理局には引き続き行政効率化の名のもとに規模縮小を図る動きがあるという。森林管理局の所蔵史料をめぐる散逸の危機

は、依然として高い状況が続いているのである。そこで徳川林政史研究所では、統廃合の対象とはならなかった森林管理局についても積極的に調査を進める方針で臨み、2005年度からは熊本にある九州森林管理局の史料調査にも着手した。

九州森林管理局の所蔵史料は、庁舎各階にある各課所管の書類庫に保存されており、所在調査の結果、その総数は1万点を超えるのではないかと推測されている。

現在、8回の合宿調査を重ね、国有林野管理課・計画課所管の5階書類庫、計画課所管の2階大会議室脇倉庫の調査を実施しているが、前者では、江戸時代に九州の各藩が作成した山帳をはじめ、明治期の官林・官有林野の管理・経営に関わる文書など、約3600点の史料を保存していることが確認され、整理・目録化をほぼ終了した。

また、後者に関しては整理作業に着手したばかりであるが、島嶼部を含む鹿児島県内の各町村の耕地について、一筆ごとに地字・地番・地目・反別・所有者などを記した「竿次帳」（1879年）や、1882～83年頃から記載が始まる「地券台帳」など、地租改正にとまらぬ林野の官民有区分に関わる史料が、荒縄に縛られた状態のまま大量に残されており、少なく見ても700～800点程度はあるのではないかと推測されている。これらの史料は、山林の所有権に関する内容にとどまらず、広く一般に当該時期の鹿児島県地域の土地利用の実態を示すものであり、森林管理局の所蔵史料が国有林行政の史料としてだけでなく、地域史料としても貴重なものであることを示す一例であるといえよう。

国有林は、主として江戸時代に幕府・諸藩の直轄となっていた「御林」を編入した官林と、官民有区分により入会林野を組み込んだ官有林野からなっていた。そこでの山林経営のあり方は、江戸期における幕府・諸藩・地域での経営・利用のあり方に大きく規定され、これらに気候風土などの自然的条件も加わって、それぞれの地域の特性を強く反映したものとなっている。しかも

森林の保護・育成には50年・100年といった単位の長い期間が必要であり、過去の施業のあり方を参考にして経営計画を立てるには、江戸期や明治期の文書が不可欠といえる。実際に、加藤研究室のメンバーが秋田本局の江戸時代の史料を整理したとき、現場職員の方から“現在も使うことがあるので、まとまりを崩さないで欲しい”という注文があったという話も聞いた。こうした文書活用の特性が、森林管理局に大量の史料を長期にわたり保存させてきたのであり、行政機構の統廃合という施策のために、行政的にも学術的にも有用な史料の数々を廃棄してしまうのは、自らの首を絞める結果にもなりかねない行為であると深く憂慮している。筆者らの取り組みが奏功し、国有林史料の保存への道筋が付けられることになれば、うれしい限りである。

2 組織改編と国有林史料

振り返ってみれば、現在ある森林管理局の史料は、幾多の組織改編を経る中で、廃棄を免れて“生き残った”ものばかりなのである。この点について中部森林管理局の所蔵史料を事例に若干述べておきたい。

明治以降における中部地方の国有林（官林・官有林野）は、当初の府県管理ののち、1878年に長野・岐阜両県の官林が国の直轄となったのを手始めに順次直轄化が進んだ。1886年に大小林区署制が敷かれた際には、翌年に直轄化される愛知県を除き、長野・岐阜・石川の官林は、木曾・岐阜・石川の各大林区署の管轄下に入った。

しかし1889年、宮内省が御料局木曾支庁・静岡支庁を開設し、長野県西筑摩郡・岐阜県恵那郡の官林を木曾支庁管轄、長野県上伊那郡・下伊那郡・諏訪郡の官林を静岡支庁管轄の御料林とした結果、御料局所管の御料林と、農商務省管轄の国有林（北信・飛騨）とが併存する形となり、これが1947年の林政統一まで続くことになった。

当該地域の御料林の管理・経営は、1892年の木曾支庁の名古屋移転と名古屋支庁への改称、1903年の木曾支庁の再設（長野

県西筑摩郡福島町）、1914年の静岡支庁の廃止などを経て、帝室林野管理局（1914年に御料局から改称）木曾支庁・名古屋支庁がその任を担うことになる。

一方、農商務省管轄の国有林は、北信地方の場合、1888年の松本大林区署管内への編入、翌89年の長野大林区署新設による所管替えなどを経たのち、1913年には東京大林区署の管轄に移った。そして林政統一より長野営林局が設置されたのに伴い、同営林局による管理・経営へと移り変わった。また、飛騨地方の国有林は、1889年に小坂・付知小林区署管内の官林が御料林へ編入されて岐阜大林区署が廃止となったため、残る高山・船津・荘川の3小林区署は、石川大林区署の管轄下に入った。その後、この地域の国有林の所轄は、長野大林区署（1893年）→石川大林区署（1897年）→大阪大林区署（1903年）というようにめまぐるしく変わり、1947年の林政統一によって名古屋営林局が設置されたのに伴い、その管轄下に入ることとなった。

こうした過去の組織改編は、中部森林管理局の所蔵史料の残り方にも大きな影響を与えた。

名古屋分局に所蔵されていた史料は、岐阜県内の旧飛騨地方の国有林に関するものと、1903年の木曾支庁再設置後に御料局名古屋支庁の所管となった岐阜・愛知の皇室御料林に関する文書がほとんどを占める。これは前記の御料林設定による管轄組織の変更と林政統一時の統合のあり方を如実に反映したものとなっている。つまり、旧飛騨地方の高山・船津・荘川小林区署管内の国有林史料が頻繁な編成替えを経て名古屋営林局へ編入された一群と、旧御料局名古屋支庁で作成・保存されていた文書の一群（1914年の静岡支庁廃止により編入された静岡県の御料林に関する文書を含む）が、林政統一によって名古屋営林局の保管文書として残されたわけである。

一方、長野本局に残されていた史料は、1903年の御料局木曾支庁の再設置とともに名古屋支庁より引き継がれた文書な

らびにその後木曾支庁で作成された文書類がその中核を占める。また、同じ長野県内の国有林であっても、北信地方に関するものについては、ほとんど保存されていない。これは、1913年に東京大林区署の管轄に移った北信地方の国有林史料が、1923年の関東大震災や1940年の落雷による類焼、1943年の前橋への疎開などを経る中で散逸し、林政統一に際して長野営林局へは十全に引き継がれなかったことが原因ではないかと推測される。

このように中部森林管理局の所蔵史料は、数々の組織改編に伴って管轄替えされ、そのたびに引き継ぎ・移動が繰り返されてきた。しかし現在、中部森林管理局に所蔵されている史料は、上記の北信地方の文書に若干の欠損が見られる以外、基本的なものはほとんど残されている。このことは、過去の国有林の管理・経営の痕跡をきちんと残していくことが自らの職務の遂行にあたって有用であることを、旧営林局・御料局の先人たちが明確に認識していたことの表れともいえる。各森林管理局においては、このような過去の文書に対する引き継ぎ・保存への努力を無駄にしない形で、有効に活用していく取り組みを強く期待したい。

3 国有林史料の保存と活用にむけて

2007年4月7日付の『日本経済新聞』の文化欄に「国有林資料 廃棄の恐れ」と題して、筑波大学加藤研究室と徳川林政史研究所が取り組んできた全国森林管理局所蔵調査の様子が紹介された。この記事により、今まで進めてきた調査の概要が広く一般に知られる結果となり、国有林史料の保存と活用にむけた関心が一気に高まった。

記事が掲載された直後に開かれた日本学術会議の総会では、農学関係の会員などから国有林史料の管理・保全を強く訴える発言があったといわれ、また一部の国会議員によって国会へ質問主意書が提出されるなど、さまざまな分野から国有林史料の保存に関して積極的なアプローチが見られた。これらの動きは、今後の森林の保護・育成

といった日本の環境問題を考えるにあたり、過去の国有林の管理・経営の痕跡を示す史料がますます重要な意味を持つ、との考えからであることは明らかである。また、日本学術会議、国会議員の質問主意書という異なる2つの方向からアプローチが見られたことは、国有林史料が、学術的側面ならびに政治・行政的側面の双方から有用と見られていることの表れでもある。

日本の国土は、その2/3を森林によって占められている。その森林の約30% (764万ha) が林野庁所管の森林 (国有林・官行造林など) である。つまり林野庁所管の森林は、国土面積の約20%を占めているわけである。各地方の総面積に占める国有林野の割合も、北海道の37%をはじめとして、東北32%、北陸15%、九州・沖縄13%、関東甲信越10%、東海10%、四国10%というように、近畿・中国地方を除けば1割以上を占めている。右の数字からもわかるように、国有林は、各地域の自然や環境、地域に暮らす人々の生活などと密接に関連している存在なのである。国有林の管理・経営をめぐる文書類は、過去における計画林業のあり方や地域住民との結びつきを示す格好の史料である。これらの史料を保存し活用していくことは、国民共通の財産をいかに守り育てていくかという点に直結していく問題でもある。

『日本経済新聞』への掲載以降の予想もつかなかった動きの中、国有林史料について関心を持つ範囲が広がったことに関してうれしく思う反面で、地道に調査を重ねてきた筆者らの立場から見て、新たな懸念も生まれてきている。国有林史料の保存をめぐる問題を、昨今の“役所バッシング”の風潮の一環としてとらえ、“役所 vs 民間”とか“役所 vs 研究者”といった、単純な構図で見て欲しくないという点である。

去る5月19日、今まで調査にあたってきたメンバーは、林業経済学会・地方史研究協議会・日本農業史学会などの協力を得て、東京大学農学部において研究報告会「国有林史料の保存と活用にむけて」を開

催した。このときには、調査メンバーの中核である加藤衛弘氏・成田雅美氏・田原昇氏および筆者が東北・中部・九州の調査事例を報告し、国有林史料の今後の保存と活用について討論を行った。参加者は歴史研究者・農学研究者・アーカイブズ学研究者をはじめ、林野庁や営林局のOB、現役職員、一般市民など広範にわたった。

筆者は報告の中で、国有林史料の保存・活用の方向性について言及したが、このとき敢えて森林管理局への調査が林野庁や各森林管理局の多大な協力のもとに成り立っている点を強調した。その上で、現場職員の認識では、保存された文書類に対する行政的価値と学術的価値との間にズレが存在しており、行政的に見て価値が乏しいと判断される史料は廃棄されてしまう危険性が高いこと、今回の統廃合問題を機に、行政の現場で日々作成・保存されている文書類がさまざまな分野で活用可能な学術的意義を有する史料でもあることを広く認識してもらい、国有林史料が実際の森林管理のみならず、環境史や地域史などにとって極めて重要であるという点について、林野庁関係者と研究者の双方で認識を共有し、保存・活用のために前向きに対応していくというスタンスをとることが望ましい、と述べた。討論の際には、現役職員の方からの「いかに残すべきか、現場職員へのアドバイスが欲しい」といった発言も見られ、官民あげて保存・活用の方向を模索すべきだという認識を共有できたように思う。

しかし、国有林史料を“誰でも利用可能な開かれた史料”とするための道筋は、まだまだ長いと思われる。その実現に向けて筆者らも微力ではあるが努力を続けていきたいと考えている。

〔付記〕

本稿脱稿後、公文書保存に前向きな福田首相の影響もあり、全国の森林管理局・同管理署の歴史資料が国立公文書館へ移管されるかもしれないという情報を得た。移管される史料が積極的に活用されるよう、今後の動きを注視したいと思う。

韓国の前近代アーカイブズについての断想

—歴史学とアーカイブズ学—

韓国国史編纂委員会教育研究官 金 炫 榮

筆者が勤務している韓国の国史編纂委員会では、十余年前に新しく赴任した委員長が研究員たちにアーキビストになることを要求し、ひとしきり騒動が起こったことがあった。事実上、その時筆者を含めた国史編纂委員会の研究員たちは、アーカイブズ学が何であるかも正確に知らぬまま、ただアーカイブズ学が耳慣れないものだという理由で反発したようだ。その当時、国史編纂委員会に対して、歴史史料を扱うという業務の類似性のみによって政府記録保存所（現在の国家記録院）との統合論議が上部の政権レベルから起こってきただけで、新しく赴任した委員長自身も、アーカイブズ学とは何であるかということをよく知らないまま、このような要求をしたようだ。当時、誰が国史編纂委員会と政府記録保存所の統合を論議し主導していたのかは今もはっきりとは分からないが、この後も、政府機関間の統合論議が起こるたび、常連客のように毎回国史編纂委員会と国家記録院の統合が持ち出されてきた。

国史編纂委員会の研究員は、大部分が韓国史を専攻した人たちであり、韓国史資料の収集・整理・編纂・刊行などに関連した仕事に従事している。一方、国家記録院の職員は、歴史専攻者と図書館学専攻者の両方がある。国史編纂委員会は大韓民国政府ができる以前である解放直後の1946年に、アメリカ軍政下において国史館として創立され、以後、国史編纂委員会として存続しながら韓国史に関する資料を収集し、『朝鮮王朝実録』『備辺司謄録』『承政院日記』『韓国史料叢書』といった韓国史研究の基

本的史料を刊行して、韓国史研究の水準を上げるのに大きく寄与してきた。最近では史料の電算化に集中し、既刊行史料を電算化しインターネットで提供している。『朝鮮王朝実録』『承政院日記』などのインターネットサービスがその代表的な例といえる。一方、国家記録院は、1990年代末の段階でも、政府記録保存所としてその名の通り行政府の記録を受動的に移管し保管する機能にとどまっていた。しかしそれ以降、アーカイブズ学の普及と世界化の趨勢によって、政府記録保存所という名前も国家記録院に改め、行政府だけでなく各公共機関の記録を生産する段階から管理し、移管・保管して閲覧させるという積極的な機能へと、目をみはるほどの変化を見せている。

事実上、アーカイブズ学と歴史学は、必然的に相互補完関係にあり、歴史学とアーカイブズ学を専攻する者は、少なくとももう一方の学問についての概説的な知識をもっていなければならないと考える。アーキビストは、現用文書管理についての体系的な知識だけでなく、最小限度の図書館学に関する知識、歴史学に関する知識をもっていなければならない。ここ数年の間に、韓国で記録管理学についての研究が急激に発展し、いまや多くの大学の大学院課程に記録管理学の課程が設置されている。日本でも大学に記録管理学の課程が設置され始めたという。こうしてみると、韓国と日本の状況は、アメリカ・カナダ・オーストラリアといった記録管理学の先進国や、若干概念は異なるが中国の档案学の発展と比較し

て非常に遅れているといえよう。

以上のような観点から、各国の前近代、伝統社会において記録管理がどのようになされ、またこれからどのように展開されるべきか、という点に関心を傾けなければならないと考える。筆者は韓国史、特に朝鮮時代史が専攻であるので、以下では朝鮮時代の韓国社会で生産された記録がどのように管理・保存されたのかについて探ってみようと思う。

韓国前近代アーカイブズについて考えるとき、最初に挙げられるのは、やはり史庫である（太白山史庫全景、表紙写真参照）。史庫は、歴代国王の実録と国家の統治に関連する主要書籍を安全に保管する施設である。火災や盗難を防止するため、朝鮮後期すなわち17世紀以降には、山奥深くに史庫を設置し、管理した。実録や主要書籍をただ保管していたのではなく、管理に徹底を期するため、2~3年に一度は史官を派遣して、書籍に風をあて湿度を調節する風通しの作業（曝曬という）を行い、国家の重要な事業として、前例を調べるために実録から記事をさがす作業（考出という）を行ったりもした。こうした曝曬や考出の作業を行う過程はすべて記録に残されているが、それが現在600余冊近く残っている『実録形止案』類である。『実録形止案』には、曝曬や考出を行った際の所蔵資料の目録が、どの箱にはどのような資料が収蔵されているのかというふうに一つ一つ記録されている。したがって、『実録形止案』を分析すれば、当時の史庫アーカイブズの状況を正確に知ることができよう。

1922年から朝鮮総督府の朝鮮史編修会において『朝鮮史』編修を主管するようになった稲葉岩吉（1876~1940）は、満鉄

調査部で『満州歴史地理』を編纂していたときよりも、『朝鮮史』の編修の方がはるかに易しいと考えた。それは彼が幾度かの朝鮮史料調査過程において、政府各機関で整理した各官庁の日記・謄録・記録等の膨大な分量の記録が残っているのを見て、そうした自信を抱いたのである。

朝鮮時代の中央と地方の各官庁では、主要な業務の内容を謄録という形式で残していた。そのうち代表的なものが、国王の秘書機関である承政院の日記と、17世紀以後中央政府の最高機構の役割を担った備辺司の謄録である。朝鮮後期の部分だけが残っている『承政院日記』をとってみても、単一記録としては世界最大の分量をもつ歴史記録として、世界記録文化遺産 (Memory of World Register) に指定されている (総3,245冊、2億4,250万字。参考までに『朝鮮王朝実録』は888冊、5,400万字、中国の正史である『二十五史』は全て合計して3,386冊、3,990万字である)。『承政院日記』は、王命を納納する機能をもつ承政院の毎日の記録であるから、朝鮮時代のあらゆる重要な国家的事項、すなわち国王に報告される全ての記事があまねく収録されている。『朝鮮王朝実録』が国王の死後に実録編修官によって編纂されるものであれば、『承政院日記』は一次資料をそのまま収録しているという点で、実録と大きな違いがみられる。同じ事件についての記事であっても、『承政院日記』の記事は実録の記事の3~4倍、甚だしくは数十倍以上の詳細な記事を書いていることがある。承政院だけでなく、中央の各官庁では毎日の業務を記録管理するように規定され、多くの記録を残しているが、それらは備辺司の『備辺司謄録』、典客司の『典客司日記』といったように、各種謄録や日記の形態で残されている。

また各地方の道 (朝鮮時代の上位行政区

域で全国が8道に分かれている) では、中央に報告した各種の状啓 (道長官の国王に対する報告書) を謄録した記録が残っている。もちろんこうした記録物は史庫の収蔵対象にはならなかったが、各道の書庫において、戸籍・量案などの地方支配の資料とともに、一定の期間保存の対象になった。百姓たちと直接接している地方の邑レベルにおける記録物としては、戸籍や量案のほかに、民人への訴訟や国家に対する請願などを接受・処理し、その結果を要約・整理した民状置簿冊類が一定期間保存されていた。地方の道・邑レベルの記録はあまり、大量に残ってはいないが断片的に残っている謄録類を総合・整理し、刊行したのが『各司謄録』である。

以上のようにみても、朝鮮は「記録とアーカイブズの王国」といっても過言ではないほど、多様で豊富な編纂物と記録物を保管・管理していたのである。

我々は、こうした記録文化遺産を、現在の歴史叙述に活用するため、伝達媒体の発展にしたがってたえずその方式を変え、公開してきた。その代表的な例を、実録を通じて見てみよう。

実録は、朝鮮王朝時代には徹底的に非公

開が原則であった。実録が公開されると、歴史的行為に対する史官の褒貶 (人物評価) が政治的勢力によって左右され、きちんと歴史記録ができなくなる可能性があるという憂慮のためであった。しかし、前例を調べる必要があるときだけ、史官を派遣して調査させることになっていたため、実録は単に保管用としてのみ存在していたわけではない。

このように、『朝鮮王朝実録』は、日帝の植民地になった1910年まで、誰も日常的に閲覧することはできなかった。各史庫にあった実録などの資料が、朝鮮総督府の学務局に移管されてから実録も自由に閲覧できるようになった。京城帝国大学では、実録をより便利に利用できるようにするために、影印本総28帙を作り、日本の主要大学と各機関に配布した。解放後にも、ふたたび影印本が韓国と日本で作られ、いまや誰でも簡単に『朝鮮王朝実録』を読むことができるようになった (以後、標点本実録の影印本も刊行された)。

しかし解放後の、漢字をあまり使わないハングル世代は、漢文資料である実録を簡単に読むことができないため、民族文化推進会や世宗大王紀年事業会などを中心に実



『朝鮮王朝実録』 初期画面



『承政院日記』 初期画面

録を翻訳する作業が始められることになり、この作業はすでに完了した。翻訳作業は、北朝鮮でも別に事業が展開されたが、韓国の場合はカッコの中に漢文用語を入れて翻訳したのに対し、北朝鮮ではハングル専用の原則にしたがって全ての用語をハングルで翻訳し、固有名詞までもがハングルに翻訳された場合もあった。ともかく、この二つの翻訳本は、比較して見る価値があるといえるだろう。

そして電算化時代が始まった90年代以降、韓国では翻訳された実録全文を入力してCD-ROMとして公開し、さらに原文まで全文入力を完了した。その成果がインターネットに無料で公開され、IT時代の前近代文化コンテンツの寵児として登場することになった。

最近の日本でも人気の韓流ドラマ「大長今」や映画「王の男」も、実録が広く普及し、一般作家たちも自由に実録を検索して読むことができるようになってから生まれたのである。「大長今」は、中宗代の実録にわずか九つの記事がある。また映画「王の男」は、実録に出てくるたった一つの記事から想像力を発揮して、一編の映画を作り上げたのである。

「王の男」という映画は、『燕山君日記』に出てくる次のような一つの記事から出発した。

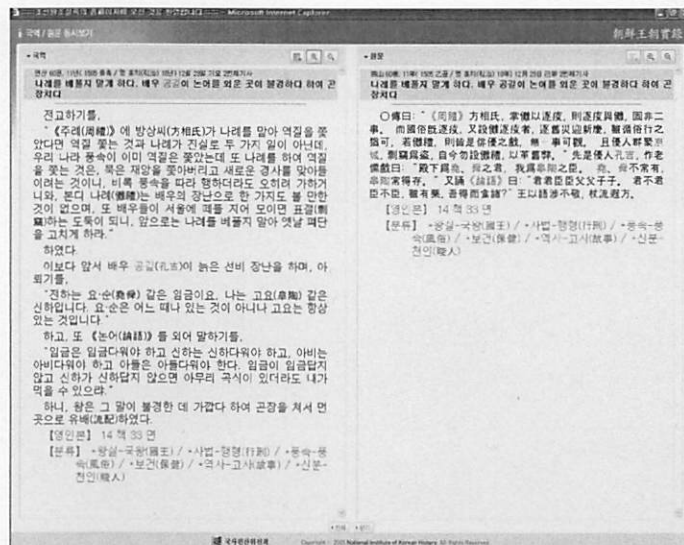
傳曰：(中略) 先是優人孔吉、作老儒戲曰：“殿下爲堯舜之君、我爲皋陶之臣。堯舜不常有、皋陶常得存。”又誦《論語》曰：“君君臣臣父父子子。君不君臣不臣、雖有粟、吾得而食諸？”王以語涉不敬、杖流遼方。

王様の前で「老儒戲」を渡した狂大(俳優)孔吉が『論語』を引いて王様を戯弄し

たことで杖刑を受け、また遠地に流配されたという記事である。ソウルの町中で演戯が盛行して、それに王様も狂大を宮闕の中に呼んで演戯をさせたのは実録としては大変めずらしい記事である。このひとつの記事から出発して当時の政治・社会や文化を描いた映画「王の男」は確かに歴史学から見ても秀作である。

以上のように大切に保管・管理されてきた『朝鮮王朝実録』『承政院日記』『備辺司臚録』などの記録物は、新しいIT時代をむかえて全文入力され、キーワード検索が可能になり、世界中のどこでもインターネットさえつなげればその資料を自由自在に利用できるようになったのである。朝鮮時代に大切に保管してきた国家の記録が、我が民族にとって、民族文化の資産として活用できるようになったのである。

アメリカの国立公文書館(National Archives and Record Administration)の“過去は未来の序幕なのである(What is past is prologue.)”というキャッチフレーズのように、我々は過去を大切に管理し、保存することから未来への道を探ることができるのである。



『朝鮮王朝実録』 映画「王の男」の主人公、孔吉関連の検索デジタル画面

〈人間文化研究機構 連携展示報告〉

「幻の博物館の“紙”—「日本実業史博物館」旧蔵コレクション展」

青木 睦

この展示は、2007年5月28日～6月15日の間、国文学研究資料館展示室で開催し、シンポジウムを6月9日に実施した。

今回の展示は、渋沢敬三氏（渋沢栄一の嫡孫として日本銀行総裁、大蔵大臣などの要職をつとめて政財界で活躍すると同時に、日本の民俗学・民族学を発展させた人物としても有名である）が設立の構想に関わった日本実業史博物館の旧蔵コレクションの中から「紙・製紙産業」に関する資料を展示した。この博物館は、戦後社会の激変により実現されるこったとなく、まさに「幻の博物館」となった。

本展示は、人間文化研究機構として各機関相互の連携を深める連携展示として、連携研究「日本実業史博物館資料の高度活用」の研究成果としての企画でもある。

本展示の目的は、渋沢栄一が関わったさまざまな産業部門のなかでの紙・製紙産業を実業史に関する博物館として、具体的にどのように展示しようとしたのか、遺され

たコレクションから検証するところにある。さらに、かつて生活を彩った紙製品の数々を紹介して、現在失われつつある紙文化の世界を再現し、また楽しく見て触れる空間を演出した。「戦前に紙の博物館ができていたのですか」「このような希少な資料が収蔵されていたのですか」という驚嘆の声を多くいただいた。展示会場では映像による研究報告DVD版「復活！日本実業史博物館 調査報告2006年」（12分）により、敬三氏の活動や博物館の概要をわかりやすく公開した。図録においてもその雰囲気を味わって頂き、「幻の博物館」の実像にすこしでも迫って頂けたと思う。

17日間の開催で1,146名の観覧者があり、シンポジウムには120名の参加があった。

これらの資料は、人間文化研究機構の連携展示として、来年1月16日～2月11日に国立歴史民俗博物館（千葉県佐倉市）においても公開する。

「日本実業史博物館」 渋沢栄一が1931

（昭和6）年11月11日に死去した後、遺言によって渋沢栄一の寄贈を渋沢記念財団竜門社が受けた。現在の飛鳥山公園内にある、約8470坪ほどの敷地及び建物である。1937（昭和12）年5月、（財）竜門社は、旧渋沢栄一の利用に関する委員会を設置し、渋沢子爵家を栄一より継承した嫡孫の渋沢敬三ら9名に委員を委嘱する（当時、敬三は（財）竜門社の評議員）。そして、この委員会は答申を提出し、同年7月15日に財団の理事会・評議員会において、「渋沢青淵翁記念実業博物館」の建設が決議される。この決議された計画案は、渋沢敬三の「一つの提案」をベースにしたものであった。

渋沢敬三による「一つの提案」で示された「近世経済史博物館」の設立が構想された。その計画は（財）竜門社の事業として動き出し、1939（昭和14）年5月13日、渋沢栄一誕生百年記念祭に際し、「渋沢青淵翁記念実業博物館」建設地鎮祭を挙げる。この建設は、国家総動員法に基づく戦時経済統制の強まりによる建築資材の入手困難等により、竣工には至らなかった。その後も「日本実業史博物館」の名称でもって、その設立に向け、資料の収集および展示・収蔵のための施設の設置場所の模索が続けられた。

「日本実業史博物館」と「アチック・ミュージアム」 1951（昭和26）年5月、文部省史料館（現：国文学研究資料館）が設置され、その6月に渋沢記念財団竜門社から寄託を受け、1962（昭和37）年に同財団および渋沢敬三より寄贈された資料の総称である。本報告においては、「日本実業史博物館準備室旧蔵資料」（以下、「日本実業史博物館資料」「実博資料」と略）の総数は、19,526件 37,853点にのぼるコレクションである。

この実博資料と共に渋沢敬三が資料形成



に大きく貢献した「日本民俗学協会付属民族学博物館」資料である「アチック・ミュージアム」資料は、現在国立民族学博物館に所蔵されている。アチック・ミュージアムとは、渋沢敬三が主宰した博物館兼研究所で、大正初年のころ渋沢が友人らと自邸の一隅の屋根裏部屋に玩具などを蒐集したのがそのはじまりで、昭和初年には邸内の独立した建物に移り、若い同人を集めて民具や民俗学の研究をするようになった。また、昭和10（1935）年前後から日本水産史の史料蒐集と研究を行うこととなった。戦時中の昭和17（1942）年にアチック・ミュージアム（以下、「アチック」と略す）を日本常民研究所と改称した。常民とは普通の民という意である。昭和38年渋沢の没後とも研究所は財団法人として継続し、昭和57（1982）年神奈川大学付属同研究所となる。水産史関係の文献および資料は水産庁水産資料館と文部省史料館に移され、1962（昭和37）年から1975（昭和50）年の13年間、実博資料、アチック資料、水産史料は品川区戸越の文部省史料館の新設の収蔵庫（現在の「北館」）に同居することとなった。1975（昭和50）年12月、トラック延べ20台分のアチック資料は、前年に創設された国立民族学博物館へと搬入、移管され、現在に至っている。

実博資料もアチック資料も、そのコレクション保存・公開施設の設立に向けた模索が続けられたが、最終的には渋沢敬三自身が設立に尽力した文部省史料館と国立民族学博物館の収蔵と帰した。

「日本実業史博物館」の構想 1937（昭和12）年渋沢敬三執筆の「一つの提案」の草稿は、便箋26枚に、博物館の設立目的・組織・展示構成・建設規模・予算・資料収集方法・展示原則・展示案が認められている（当館7点、渋沢史料館1点所蔵）。やがて博物館計画は、この「一つの提案」に

おおむね沿って進められる。

渋沢敬三は、この「一つの提案」のなかで、「近世経済史博物館」という名称を使用しながら博物館設立を構想し、「渋沢青淵翁記念室」「近世経済史展覧室」「肖像室」の設置を予定した。特に、江戸時代に焦点を当てた「近世経済史展覧室」を重視し、江戸時代の文化・文政期から明治期の日本を「経済史上最も画期的変化ノアリシ」時代として強調し、当該期の経済変遷や発展過程を具体的に表す資料の収集に取り組む指針を示している。

具体的にどのような構想で収集準備を進めていたかの内容が「一つの提案」の中の「展覧予想」により窺うことができる。その項目を示すと、

(1) 原始産業①農業②林業③牧畜④水産⑤鉱産、(2) 基礎産業①軽工業（製糸・製紙等）②化学工業（肥料・醸造等）③重工業（製鉄・造船）④建築工業、(3) 補助産業①電気事業②運搬業：陸上運輸③商業：銀行・金融業④印刷業・広告業・出版業、(4) 上記以外の実物・写真・模型①度量衡器②保管器具（千両箱・金庫等）③計算機④文房具⑤帳簿類⑥切手類⑦貨幣・藩札⑧広告⑨各種生業模型⑩維新前店舗様式模型⑪維新後の店舗様式⑫服飾様式各種⑬写真によりて示すべき各種建造物及情景⑭動力使用形態の変遷⑮通信郵便の変遷、(5) 図表①一般：年表的のもの②財政③土地④人口表⑤職業別人口及戸数⑥資本⑦労働⑧生産高発表表⑨物価：主要物価及指数⑩貿易⑪株価⑫貨幣流通高⑬為替相場⑭公社債高⑮其他商業及交通等各種統計又は図表であり、5部門に分かれている。

「日本実業史博物館」コレクションの形成過程 1939年「渋沢青淵翁記念実業博物館」地鎮祭の前年、「一つの提案」をコレクション形成の基本とした資料収集が本格化し、1314点と最高の購入品数とな

っている。収集の第一番目は、1937（昭和12）年6月12日付、うさぎや納品の錦絵36点である。一方のアチック資料の収集は、日本民族学会付属民族学博物館の開館する1939年にほぼ終了する。

資料収集は、土屋喬雄、樋畑雪湖、樋畑武雄、遠藤武（元東京帝室博物館）等とともに、甲州文庫功力亀内、粹古堂伊藤敬次郎、うさぎや書店原田忠一、木内書店木内誠が収集活動にあたった。アチックと実博資料の収集方法は異なり、前者は主として民俗学の研究者達による調査収集であり、後者は古書店・古物商などに依頼して購入するのが8割を超える。よって、採集地や収集経緯が判然としないが、購入金額や納入者とその時期に関する記録が残されている。実博コレクション形成の特徴といえる。

購入資料の選定の場面を「準備室日記」にみると「昭和拾四年十二月拾壹日 晴、月、小林、遠藤出勤。甲州文庫来訪。功刀氏初対面。持参セシモノ、和紙手漉用具以下、見タルモサシテ欲シキモノナシ。午後、古書店ニ行キシ藤木氏ト共ニウサギ屋、粹古堂来訪。（中略）渋沢氏来室、小林留守」と、図録58.59頁の紙漉用具を甲州文庫が持参し、古書店や渋沢の来室が記録されている。この紙漉用具は、「購入品原簿」で12月28日に支払いが済んでいる。1940年2月13日火曜日は、「小林、遠藤出勤。粹古堂、錦画持参。甲州文庫再訪。甲州文庫分ダケ決定支払済。渋沢氏再来室、午后四時半迄カ、リ粹古堂決定」とあり、渋沢自身が時間をかけて錦絵選定を行っている様子が窺える。他の記述からも、渋沢の判断に従って行われていた。場所は準備室の置かれた渋沢が頭取を務める第一銀行の一室である。

1943年3月8日「3月3日（水曜日）ニ、突然第一銀行ヨリ、25日迄ニ明渡サレタシノ交渉アリシ由」とあり、第一銀行か

らの勧告により、9～10日に龍門社をはじめ諸方と相談し、翌11日から移転作業が開始された。その移転作業にはうさぎやなど出入の古物商も応援に駆け付けている。旧阪谷邸への移転が完了した。戦局の悪化により「準備室日記」によると、1944年7月1日に行われた「博物館建設委員連合会議」によって非開館は決定する。以後の準備室における業務はそれまでの開館に向けた活発な活動から一転し、主として収集資料の整理や戦時下に伴う防空対策など、館の維持が中心となる。渋沢敬三の決定により、民具や写真の収集が中止され、書籍に限定されていく。さらに1943年に展示用に購入した陳列ケースも他の資料と共に土蔵に格納することとなった。

実博コレクションの内容 実博では、建設計画にあたる「一つの提案」をもとに収集し、大まかな部門分けを行っているが、現在は、つぎのように構成されている。①博物館準備アーカイブズ・②絵画・③写真・④番付・⑤地図・⑥古紙幣・⑦竹森文庫・⑧文書・書籍・⑨広告・⑩器物資料の各部である。②③④⑤⑦は『史料館収蔵史料目録 第11集』（1971年）、②の一部が『史料館叢書 別巻1 明治開化期の錦絵』（東京大学出版会、1989年）、⑥は『史料館収蔵史料目録 第57集』（1992年）、および『史料館叢書別巻2 江戸時代の紙幣』（東京大学出版会、1993年）に収録されている。全資料の目録情報化はすべて作成し、電子画像化を進めている。絵画の部はHP (<http://archives2.nijl.ac.jp/jkdb-index.htm>)で公開中である。

幻の博物館の「紙」展の目的 今回の展示では、具体的にどのような構想で収集準備を進めていたかを見直し、渋沢の「展観予想」による、収集コレクションの復元を試み、渋沢敬三が追い求めた「日本実業史博物館」の実像に迫るための研究を行ってきた。

「一つの提案」の中における紙・製紙産業の位置は、「展観プラン補足修正意見」「(2) 基礎産業①軽工業」として「製紙ニツイテハ土佐、大洲、津和野、美濃等ヲ例示シ、王子製紙をヲモ特示ス」とあり、和紙関係を「消滅又ハ衰亡ニ瀕セル産業モ当時トシテ重要ナリシモノハ忘レヌコト」としている。さらに、「製紙 和紙ノ抄紙ヨリ現代ノパルプ抄紙ニ至ル変遷ヲ示ス。現代製紙ハ王子製紙ニヨリ例示スル」と近代製紙の発展の経緯を渋沢栄一創業の王子製紙を基軸に示すこととしている。この構想案をもとに、3部構成とした。

第1部 紙・紙の世界 紙・紙の世界では、現在失われつつある紙文化の世界を再現し、かつて生活を彩った紙製品の数々を紹介する。

第2部 実業史のなかの紙・製紙産業 渋沢栄一が関わった産業部門のなかでの紙・製紙産業を、実業史に関する博物館として具体的にどのように展示しようとしたのか、遺されたコレクションから検証していく。

第3部 書く・描く紙 戦前期に収集された紙のうち、生漉紙と加工紙について、その素材の分析をふまえ、様々な紙の姿を紹介する。

伊勢辰コレクションの購入経緯 今回の展示資料226点の内、7割にあたる162点が「伊勢辰コレクション」である。「伊勢辰コレクション」とは、実博資料の「器物の部」含まれ、これまでの概要目録では「一括」扱いの大きな行李や木箱の中に収納されたものの総称であり、345件1,179点のまとまりである。「実博」準備室がこれを購入したのは1939（昭和14）年10月5日付で、1,936円という高価で購入している。領収書とその明細、この資料群の納入時の目録「紙に関する資料目録」も残存する。この目録の表紙には、「開業明治3年 木版印

刷・錦絵・千代紙版元・小間紙・紙製玩具 菊寿堂伊勢辰商店 神田区須田町一ノ世番地三号」とあり、1942年に神田から谷中に転居した現在の台東区谷中にある江戸千代紙の伊勢辰にあたる。

この当時3代目伊勢辰、廣瀬菊雄は62才ほどで、1923年に家業を継いだ4代目廣瀬辰五郎（正雄）は33才である。今回、伊勢辰納品のコレクションを調査したところ、昭和初期でも希少である資料が多く含まれている。これほどの収集を行うとすれば、錦絵ばかりではなく文化的な交流関係が不可欠といえるだろう。よって3代目による収集と考えられるが、菊雄は1945年68才で没しており、4代目もともに関わったのではないかと推測される。伊勢辰への依頼の経緯が、渋沢敬三であるのかは判明しないものの、実博資料のコレクション形成に深く関わる立場にいたといえよう。

今回の展示により、渋沢敬三の意を充分にくみ取った収集であったと評価できよう。今後の「復活！日本実業史博物館」にむけて 渋沢敬三は、「資料を学界に紹介・提供すること、そのための努力をする研究者の仕事を援助する・実現する」ことを標榜し、「理論づける前にすべてのものの実体を掴むことが大切」としてコレクションの収集に当たった。まさに人間文化研究機構に求められる姿勢にも通じる理念であり、多角的見地から追求する研究者が自らのあり方を問いつつ進める連携研究の真髄といえよう。今回は、渋沢敬三が追い求めた「日本実業史博物館」構想の内の紙・製紙産業に焦点を絞って展示を行った。今後、他の部門の再構成を企画している。さらには、その全体像に迫る「復活！日本実業史博物館」に向けた研究を推進していく。今後の研究の進展を楽しみにして頂きたい。

米国におけるアーカイブズ編成・記述の動向

機関研究員 坂口 貴弘

1. はじめに

米国におけるアーカイブズ編成・記述業務の実態は、日本ではあまりよく知られていない。本稿では、この点に関する最近の米国での研究成果のうち、特に注目に値する論文を3本紹介したい。なお、紙幅の関係上ここでは、本稿筆者による若干の解説の後、論文の調査方法・結果の概略を示すにとどめるが、いずれの論文も調査結果をまとめた分かりやすい図表を多数収録しており、理解を深めるためにも原論文を参照されることをおすすめしたい。

2. 整理のスピードアップを図るには

2.1 解説

アーキビストは不要な（少なくともいつ必要はない）作業に時間を費やし過ぎである——これが本論文の結論といえる。著者らは、死蔵されるばかりで利用者に公開されない未整理資料をいかに減らすか、という問題意識から、米国の文書館の整理作業の実態調査を行った。米国のアーカイブズ整理理論は日本でも1980年代に紹介されたが、それを実践していない館が多く、整理実務の抜本的改革が必要と訴えている。20世紀に作られた記録のみが対象ではあるが、日本でも資料整理に費やせる人員・予算の削減が進む現在、参考に値する議論だろう。

2.2 調査方法

ここでは整理（processing）を、編成・記述・保存措置を含む作業とする。米国アーキビスト協会（SAA）の歴史資料部会と記述部会のメンバー1107人に調査票を

送付し、100通の回答があった。あわせて文書館利用者48人に対しても調査を行った。

2.3 調査結果

①未整理資料の現状 6割の館では所蔵資料全体の3分の1以上が未整理で、34%の館では半分以上が未整理だった。しかし、78%の館では整理可能な量よりも多くの資料を毎年受け入れていた。未整理資料の利用を認めていたのは44%の館にとどまっていた。

②編成作業 1960年代以降の教科書類の多くは、現代の記録の物理的編成（並べ替えなど）はシリーズ単位で行うべきで、アイテム単位の編成は時間の浪費であり避けるべきとしている。だが68%の館がアイテム単位の編成を行っていた。所蔵資料の半分以上が未整理の館のうち86%は、不要アイテムの除去作業をしていた。未だに多くの館は旧態依然たるアイテム主義なのである。

③保存措置 アイテム単位での劣化要因の除去を勧める教科書は多いが、SAAの最新マニュアルではこれを任意の作業としている。整理にかかる時間の8割は酸性劣化防止のためのフォルダの入れ替えだとする研究もある。所蔵資料の半分以上が未整理の館のうち88%はフォルダを入れ替え、58%は金属クリップを外していた。クリップを外す館のうち33館は温湿度調整ができる書庫をもっていたが、適切な温度の下では金属クリップは錆びない。適切な環境下にある普通のフォルダが資料に悪影響を与えたという研究もない。アイテム単位の作業よりも資源を配分すべき仕事は他にある。

④整理のスピード 専門職は資料1フィート（約30cm）あたり何時間で整理すべきか尋ねると、8時間という回答が最も多かった。だが実際は1フィートに平均33時間を費やしていた。半数の館の資料寄贈者・利用者・資源配分者達は整理にかかる時間と未整理資料の多さに不満を抱いていた。一方で、資料の埃や乱雑さを気にする利用者はわずか1割であった。20世紀の資料はアイテム単位の整理をしなければ1フィート4時間以内で整理できるとの報告もある。20世紀の資料は極めて貴重なのですべてのクリップを外さねばならない、という考え方は改める必要がある。文書館に配分される資源の増加が望めない以上、我々が整理のスピードを速める以外にない。

3. EADはどうすれば普及するのか

3.1 解説

IT技術を用いてアーカイブズの検索手段を作るための標準的データフォーマットとして開発されたのがEAD（Encoded Archival Description）である。当館をはじめ、日本でもすでに数件の採用例がみられるが、EADの理解と採用には極めて多くの困難が伴うことも事実といえよう。本論文によれば、EAD生まれ故郷の米国も同じ課題を抱えているが、その解決のために現状を冷静に分析した上で、様々な対策を講じつつあるようである。本論文はEAD普及状況の調査結果を示したものである。

3.2 調査方法

2002年7月までに研究図書館連合とSAAのEADワークショップに参加した399機関に調査票を送り、135通の回答があった。調査対象者・回答者のともに52%は大学であった。

3.3 調査結果

①MARCとの関係 42%の機関が

EADを採用していると答えたが、そのうち96%は書誌データ用フォーマットであるMARCも採用していた。MARCの採用機関は、EAD採用に必要な技術的・心理的ハードルをクリアしやすかったと考えられる。

②機関の規模 コレクション数が2000以上の機関の38%がEADを採用する一方で、220以下の機関では15%の採用にとどまっていた。

③職員数 採用機関の専門職員は平均4名で、非採用機関の2倍であった。先行研究ではアーキビスト1~3名の機関が58%を占めており、このような小規模機関でEADを採用するには新たな対策が必要である。

④資金助成 57%の採用機関は助成を獲得していた。助成により公開された検索手段は助成によらないものよりも多かった。

⑤各種サポート EAD採用に必要なエンコーディングのためのツールのうち、XMLエディタが最も使用されていた。24%の採用機関はエンコーディング作業をアウトソーシングしていた。31%の採用機関は複数機関で作るEAD採用のためのコンソーシアムを経由して検索手段を公開していた。

4. 利用者が使いやすい検索手段とは

4.1 解説

アーカイブズの検索手段は、冊子体の目録からインターネット上で利用できるデータベースへと移行しつつあり、前述のEADなど、そのための技法の研究開発も進んでいる。だが、検索手段は利用者が実際に使いやすいものでなくては、いかに高度な技法を用いたとしても意味がない。このような観点から、本論文では利用者にウェブ上の検索手段を使ってもらう実験を行い、どのような検索画面が使いやすいのか、

どうすれば求める資料を速やかに探し出せるのか、を明らかにしている。

4.2 調査方法

実験に参加した89人のうち、46人はアーカイブズの専門知識を持つ人（アーキビストや経験豊富な利用者）、45人はコンピュータの専門知識を持つ人、24人は両方の知識を持つ人で、22人は初心者だった。コレクション単位（特定の個人文書群の固有番号）とフォルダ単位（特定フォルダを含む箱の番号）の検索作業を、それぞれ4種類（4機関）の検索手段を用いて全員にしてもらった。一部の参加者についてはスタッフが作業手順を観察し、終了後に面接を行った。

4.3 調査結果

①コレクション単位の検索 経験豊富な利用者は、ウェブだけではすべての記述データは見つけられないと考える人が多かったが、初心者は資料の本文を含むすべてがウェブ上で利用できるかと誤解している人が多かった。アーカイブズの専門知識のみを持つ人とコンピュータの専門知識のみを持つ人とは、平均検索時間は同じくらいだった。両方の知識を持つ人は検索時間が最も短かった。

4種類の検索手段のうち、プリンストン大学のものは最も迅速に検索が可能であった。このトップページにはABC順に並んだコレクション名の一覧があり、求めるコレクション名をクリックするとその記述を読むことができる。一方で、ノースカロライナ大学の検索手段は図書館OPACへのリンクやGoogleのサイト内検索など11種類の多彩な検索方法を用意していたが、平均検索時間は最も長く失敗も多かった。参加者の多くは実験後に、ABC順の一覧は使いやすいと答えた。

②フォルダ単位の検索 4種類の検索手段のうち、プリンストン大学のものは検

索にかかると時間が最も短かった。これは簡潔なデザインで、各コレクション記述の画面からフォルダのリストへとリンクが張られている。対照的に、ノースウェスタン大学の検索手段はPDFファイルのものだが、検索時間は最も長く失敗も多かった。

多くの利用者は、まずブラウザのページ内検索(Ctrl+F)か検索手段全体のスクロールを行っていた。アーカイブズの専門知識が豊富な人は、コレクション全体を概観し、範囲・内容の記述やフォルダを含むシリーズの記述を読んでいた。例えばある院生は、最初の画面を素早くながめ、箱リストの位置までスクロールした。ほとんどの参加者と違って、この院生はキーワード検索を使わず、リンクをたどってわずか20秒で求めるフォルダを見つけた。経験豊富な利用者がコンテキスト情報を重視する傾向は、紙の検索手段の利用に関する先行研究の結果と同様であった。

5. おわりに

以上、整理、EAD、検索手段作成に関する論文3本を紹介したが、内容はもとより、鋭い問題提起、定量的な調査手法、論旨の一貫性など、日本における編成・記述研究の方法論的モデルとしても、参考にするべき点は多いと思われる。

紹介した文献

- Greene, Mark A; Meissner, Dennis. More product, less process: revamping traditional archival processing. *American Archivist*. 2005, vol. 68, no. 2, p. 208-263.
- Yakel, Elizabeth; Kim, Jihyun. Adoption and diffusion of Encoded Archival Description. *Journal of the American Society for Information Science and Technology*. 2005, vol. 56, no. 13, p. 1427-1437.
- Prom, Christopher J. User interactions with electronic finding aids in a controlled setting. *American Archivist*. 2004, vol. 67, no. 2, p. 234-268.

京城女子師範学校生の日常生活 —在朝日本人への聞き取り調査から

研究支援者 通堂あゆみ

「東アジアを中心としたアーカイブズ資源研究」プロジェクトでは朝鮮関係、特に日本による植民地統治期のアーカイブズ資源（記録史料）の所在調査および収集をひとつの柱としている。調査・収集対象の中心となっているのは文書記録であるが、関係者からの口述記録も積極的に収集することに務めている。「在朝日本人」の生活に関する聞き取り調査である。

1876（明治9）年の日朝修好条規（江華条約）締結以後、日本人は「居留民」というかたちで朝鮮半島に生活の場を持つようになる。1910（明治43）年のいわゆる日韓併合を迎えると朝鮮半島は帝国日本の領土の一部となり、急速に日本人人口を増加させた。最大時には75万人に達したといわれる植民地期朝鮮在住の日本人すなわち在朝日本人の過半数は都市部に集中し、大都市京城の他、釜山、平壤、大田、慶州など各都市において日本人町を形成していたという。

在朝日本人に限らず、満洲、樺太などの在外日本人の動向が注目を集めるのは戦後の「引揚げ」問題をめぐる場面であることが多い。しかし1945（昭和20）年8月15日以前の在朝日本人の“日常生活”はいったいどのようなものだったのだろうか。あまり語られることのない部分である。

われわれプロジェクトチームではこれまで工藤真澄氏（元朝鮮総督府警察官僚）を中心とする中央日韓協会関係者、坪井幸生氏（京城帝国大学卒業生／元朝鮮総督府警察官僚）、森下昭子氏（京城女子師範学校卒業生）、山本和千子氏（京城女子師範学校卒業生）、熊谷佳子氏（京城女子師範学校卒業生）、渡辺信子氏（蘭谷機械農場関係者）に聞き取り調査を行ってきた。

植民地支配機構である朝鮮総督府そして

植民地官僚に関しては実証研究が多数蓄積されてきており一般的にも認知度が高いと思われる。しかし京城女子師範学校（以下、女子師範と略す）に関する専論としては咲本和子「『皇民化』政策期の在朝日本人—京城女子師範学校を中心に」（『国際関係学研究（津田塾大学）』25、1998年）、朴永奎「京城女子師範学校について—卒業生のアンケートを中心に」（『九州教育学会研究紀要』29、2001年）があるにすぎない。いずれも同窓生へのアンケート調査やインタビューによって得られた情報を資料として用いているが、朝鮮総督府の教育政策との関連において女子師範卒業生の教員生活に主眼を置くものである。ここではわれわれが実施した聞き取りによって得られた情報から、女子師範での学校生活の様子を紹介したい。

○「内鮮共学」の京城女子師範学校

女子師範は1935（昭和10）年4月、初等学校女子教員養成を目的として京城府慶雲洞に開設された学校である（1943年に専門学校に昇格）。前身は京城師範学校付属施設的女子演習科である。朝鮮半島の女子教育において、官立の上級学校は実質女子師範が唯一であったため半島各地から優秀な女子学生がこの学校を目指した。受験の際には知事の推薦を受けたというから、ただ学力が優秀であるのみならず品行方正であることも重要な資質だったのであろう。

学内の編成は入学資格と修業年限別に尋常科（入学資格者は尋常小学校および普通学校卒業生、修業年限4年）・演習科（入学資格者は高等女学校及び女子高等普通学校卒業生、修業年限2年）・講習科（入学資格は演習科に同じ、修業年限1年）となっており、合計1000名程の学生が将来の小学校教員を目指して学問に励んだ。この

学校は日本人・朝鮮人双方を教育対象としており、国籍による教育上の区別はなかったとされる。朝鮮人学生はこの内3分の1程度を占めたが非常に優秀な学生が多く、経済的にも裕福な家庭の出身者たちだったという。

女子師範で教鞭を採ったのは主に内地から赴任してきた教員だった。男性教員は広島高等師範学校の出身が多く、女性教員は奈良女子高等師範学校出身者が多かった。学生の中には女性教員にあこがれて、奈良女子高等師範や東京女子高等師範への進学を目指す者もあった。

○制服

尋常科の場合、3年生まではセーラー服を着用し、最終年限の4年生になるとブレザー風の制服に変わった。制服の変化にあわせて、それまでは三つ編みをたっていたヘアスタイルもまとめ髪にするようになり、徐々に「先生」風になった。このような服装の変化もいよいよ学校を卒業して教員となることを実感させたという。

○寮生活

女子師範に入学した学生は京城出身者であれば自宅からの通学が認められたが、それ以外の学生は寮に入ることが義務づけられた。寮は「精華」寮、「済美」寮、「樹徳」寮、「一心」寮と呼ばれた。それぞれの名前は教育勅語に由来する。

冬季は気温が氷点下まで下がる朝鮮では家屋に「オンドル」という床下暖房を伝統的に備えているが、この寮にはオンドルはなかった。室内は畳敷きだったからである。外観はレンガ作りの洋館風であり、そこで生活する寮生の半数は朝鮮人だったにもかかわらず、その内部では畳に正座の日本式の生活が営まれたのである。

それぞれ8畳ほどの広さの部屋に6人が寝起きした。部屋は所属学科や日本人・朝鮮人の別に関係なくばらばらに割り振られた。家具は学生一人一人に与えられた机のみで、衣類やこまごました生活用品はやはり各自に与えられた行李に入れて部屋の押し入れに収納したという。各部屋には部屋長がいて、下級生は上級生を「お姉さま」

と呼んだ。たとえば「山田お姉さま」「金お姉さま」などと名字をとって呼ぶという。また下級生に対しては名前で呼んだという。

寮の食事は和食が基本だったが、キムチだけは賄いのおばさん（朝鮮人）から教わって学生たちが自分たちで漬けた。それがたくあんと一緒に食卓に並んだ。

戦時体制下に入り食糧事情が悪くなると、朝食はおかゆ、昼食は乾パン、夕食のみが米飯だった。昼食の乾パンは朝の内に寮で配られたが、おかゆだけでは足りずに朝のうちに食べてしまうこともあったらしい。また空腹に耐えかねて、夜になるとこっそり「脱糶（学校を抜け出すこと）」して肉まんなどのおやつを買いに行く者もあったという。

○師範病

食事の量が十分でなく、栄養価も低かったことが影響してか学校内では肺結核が蔓延した。それを「師範病」と呼んだのは、熱心に勉強に励むまじめな生徒の生活態度も結核流行の大きな原因だったためだろうか。寮の規則では夜10時に消灯となったが、予習・復習のために布団を被って勉強を続ける者もいたという。オンドルのない畳敷きの部屋では、冬季の寒さは相当のものであったと思われ、これもまた学生たちの健康状態に悪影響を及ぼしたと考えられる。

○休日の過ごし方

月曜から金曜までは毎日7～8時間、土曜日は午前中4時間が授業時間だった。土曜の午後、日曜は外出が許可される。町に買い物にでかけたり、「外泊許可」をもらって泊まりがけで実家に帰省したりすることもできた。

ただし、映画館や喫茶店などに一人で入ることは御法度だった。そのような所を「視学（補習員）」に見つかると、退学処分になってしまう。外出時には制服を着用することになっていたのも、こっそり映画館に入るなどということは不可能だった。

○就職

女子師範卒業生には卒業後一定年限教員を務める就業義務があった。ほとんどの学生は自分の出身地方（道・朝鮮の行政区分）

へと戻り、小学校教員となった。経緯は明かではないが、学生は卒業前に道庁を訪れそれぞれ辞令を受け取ったという。

日本人の場合、朝鮮で生まれ育った在朝日本人であっても「外地手当（在勤加俸）」がなかったため、朝鮮人教員との間の給与格差は大きかった。各小学校とも校長・教頭クラスは日本人が着任していたが、その他教員には朝鮮人が多く、学校を出たての若い女性教員が自分たちよりも恵まれた給与を受け取ることに嫌みのひとつふたつを言われることもあったようである。小学校の児童はほとんどが朝鮮人であったが、授業は日本語で進行した。よって教員は朝鮮語が話せなくても問題はなかったが、保護者とのコミュニケーションには苦労したという。当の児童が教員と保護者との間で通訳を行うことが多かったようだ。

○聞き取りの醍醐味

さて、最後に個人的な感想を述べて締めくくりたい。聞き取りを行う上で最も興味深いのは文献資料では知り得ることの出来ない朝日本人の生活の様子がかがえることである。例えばそれは「味」や「におい」をめぐる、生活者の感想として表れる。

山本氏は蘭谷国民小学校（自身の母校でもある）に赴任した際、朝鮮人家庭に下宿した経験を持つ。それまでは自分の家庭・女子師範の寮と日本式の生活が中心であったが、この下宿では朝鮮式の味噌汁（＝テンジャンチゲ）、うどん（＝ククス）、キムチといった食事が出された。ここでは食卓でのふるまいも朝鮮式で、スプーン（＝スッカ）を用いて「ご飯をお味噌汁に漬けて」食べていたらしい。「白いご飯じゃなくて、雑穀の混じったごはんを辛いお味噌汁やキムチの汁に漬けて食べたのが美味しかった」という。

ところで日本で言うところのいわゆる「ねこまんま（猫飯）＝汁かけ飯」は、ご飯にお味噌汁をかけたものをいう。だが朝鮮では（現在の韓国でも）「汁かけ飯」といえば汁物の中にご飯をませたものである。日常的なほんのわずかな動作ではあるが、こうしたところにも在朝日本人の朝鮮体験

が伺えるのである。在朝日本人でも特に入植一代目の人々は食事はほとんど和食で、ニンニクや唐辛子をたくさん使う朝鮮料理は受け付けなかったという話をよく聞く。唐辛子の鮮やかな赤色やニンニクの強烈な匂いが自分たちとは異なる存在として異国「朝鮮」を感じさせ、また「朝鮮人は臭い」という嫌悪、差別意識にも繋がっていったと考えられる。

冒頭部分で述べたように、在朝日本人の多くは都市部に日本人町を作って生活していた。このため朝鮮人と日本人は日常生活レベルでの交流をほとんど持たなかったことはこれまでの在朝日本人をめぐる諸研究によって明らかにされている。だが、聞き取りを行っているとき日常のささいなひとコマの中に朝鮮人との交流が伺える場面が登場する。逆に自分たちが朝鮮に日本式の生活を持ち込んだことによって生じていたさまざまな違和感が当時の実体験に即して語られる場合もある。

在朝日本人研究、特に朝鮮総督府官僚や学校教員を対象とする研究のなかには彼らを朝鮮の植民地化過程における支配政策の一部に位置づけ、その「侵略性」「支配への無自覚」を批判的に追究するものがある。無論、これまでの研究が明らかにしてきたように日本の朝鮮支配の中で彼らが一定の役割を果たしたことは事実として無視することはできない。だが、そうした役割遂行の裏側にある日常生活、つまり在朝日本人がいったい何を食べ、何を身にまとい、どのような空間で暮らしを営んでいたのかという側面についてはほとんど把握することができていないというのも事実である。こうした生活の実態を明らかにするという点でも在朝日本人への聞き取りは大きな意義を持つであろう。

在朝日本人を総体として「草の根侵略者」と断定的に理解するのではなく個別具体的な生活実態を把握すること、日本人・朝鮮人双方を含む「植民地朝鮮」社会における人々の生活の様子を記録することに努めたい。その上で日本の朝鮮支配を考えることを私は目指している。

「台湾総督府」林制アーカイブズの調査

山田 哲好

2006年秋より2カ年計画で、当館アーカイブズ研究系主幹高橋実教授が研究代表者となり、トヨタ財団助成による「環境・資源」の視点に立った日本林制アーカイブズの総合的調査研究プロジェクトがスタートした。筆者はその研究分担者の一員として参画しているので、その一端を紹介してみたい。

【研究の概要】

本研究は、日本林制に関する史料情報基盤の整備を図り、それらの史料を活用して、林業史、地域史、環境史、資源史、民俗学等の視野から総合的な調査研究を行うものである。林制史料の基盤整備には、史料学研究成果に基づく構造的、科学的調査研究が不可欠で、このような調査研究を進展させることにより、林制史料研究の幅と奥行きを広げ、かつ林制史料の科学的な保存、整理、管理と公開方法の研究を促進させるねらいもある。併せて旧植民地であった韓国や台湾の林制関係史料を現地の研究機関・研究者と連携・協力して調査・研究することで、相互の史料基盤の共有化と史料学や産業史学等の分析方法の向上を図ることも目指している。したがって本研究分担者は、記録史料学、林制史、林業史、漁業史研究者の他に、「環境・資源」をテーマとする研究者も参画している。

そこで筆者は、「台湾総督府文書」を対象に、台湾における林制アーカイブズの実態調査を開始し、林野制度の変遷を明らかにすると共に、朝鮮を含めた特色の究明と、我が国との比較検討を開始した。

【「台湾総督府文書」の伝来と現状】

台湾総督府（以下「総督府」と略）は、日清戦争後、清国より台湾及び澎湖列島を割譲させた日本が台北に設置した植民地統治機構で、1895年6月始政式、1945年10月に中華民国政府台湾行政長公署に接収されるまでの半世紀間続いた。分析の対象である「総督府」文書は、本府が所蔵していた文書群の中で「台湾総督府公文類纂」と称された文書であり、台湾統治に関して最重要で中核をなす基本史料である。即ち「総督府」が一般的業務として行政行為を記録した文書である。具体的には、「永久保存公文類纂」（4,193冊、2,595点）を中心に、「一五年保存公文類纂」（3,225冊）、「五年保存公文類纂」（88冊）、「一年保存公文類纂」（4冊）、「臨時台湾土地調査局公文類纂」（292冊）、台北県・台中県・台南県・新竹県・台東県・鳳山県・嘉義県の各「旧県公文類纂」（781冊）、「高等林野調査委員会公文類纂」（91冊）、「進退原義公文類纂」（297冊）、「土木局公文類纂」（22冊）、「糖務局公文類纂」（11冊）など13,769冊の他に、総督府専売局文書（12,508冊）、台湾拓殖株式会社文書（2,828冊）と合計で29,105冊である。

これら「総督府」文書は、1945年10月に接収されて以降、倉庫の水漏れによる一部水没、1953年文献委員会に移管後も保管場所を移動、1958年に台中県に疎開、その翌年には台湾文献委員会に移管され、1992年1月に現在の国史館台湾文献館（南投県南投市中興村光明一路252号）に引き継がれ公開されている。目録の編纂事

業は、台湾省文献委員会の要請を受けて、1992年から中京大学社会科学研究所が中心となって作業を継続中で（槍山幸夫編『台湾総督府文書の史料学的研究—日本近代公文書学序説—』、『台湾総督府文書目録』（ゆまに書房）として明治44年まで25巻分が刊行されている。この間にマイクロフィルムでの撮影や、それをもとに中央研究院との協業による電子化が進められ、同館ホームページ上で、多様な検索システムとして公開されている。

検索項目は、冊号、文号、門号・門別、類号・類別、目号・目別、文件名称、日期（西暦年月日を指定）、保存（種別として甲種永久保存、15年保存など19レベル）、府（書類）番号であり、本研究では、保存レベルを特定せず、門別で「殖産」（「産」では検索不可）で検索した結果3,000件であり、その中から林野制度に関係する重要と考えられる原本を画像データベースから可能な限りプリントした。このサービスは同館内限り（オフライン）の有料であるが、備付け5台のパソコンで1台のプリンタを共用するため非常に不便であることは否めない。

【「総督府」文書の林制アーカイブズ】

「総督府」の林野行政は、1895年に民政局殖産部に林務課を置いて職掌させ、苗圃を台北に創設して森林調査機関としたことに始まる。当時国有林の盗伐、森林火災、水牛の放牧や無断開墾などが頻発し、政府も保護の観点から保安林を調査設定し、林野の保護と取締りの必要性から、1915年に営林局を設け国有林野産物の採集と加工販売、そして造林とその保護に乗り出す。1919年には民有林の指導監督と林業試験、保安林及び林野取締り事務を併せ、殖産局林務課と林業試験場をも併合し、1922年に台湾林制の基調である台湾森林令を發布する。1920年官制改革で営林局が廃止

され、林務課及び林業試験場を殖産局所属に復し、阿里山、八仙山、太平山経営のために営林所を殖産局に属して置いた。1921年林業試験場は中央研究所の所管となって林業部と改め、1924年林業部は山林課と改め、専売局造林課を併合する。1926年営林所主管国有林地の指定と山林課主管の各種造林事業と地方庁委託造林事業は営林所造林課の職掌となる。1942年台湾拓殖株式会社の倍額増資に対する政府現物出資として営林所経営の前記三山の事業と附属設備を移譲して営林所が廃止され、全島十箇所殖産局附属の山林事務所を設置、営林所所管の指定林野と州庁所管の一般林野の業務は全て山林事務所が所管することとなる。国有林野の経営は山林事務所、民有林野の指導奨励は州庁所管に大別されたが、翌43年末には時局の緊迫化に伴う行政機構の改廃で山林事務所は廃止となり、農商局山林課、地方庁に林務課が置かれ所管することとなる。以上が「総督府」の林野行政機構の変遷概要である（『日本人の海外活動に関する歴史的調査 第7巻』、ゆまに書房、2000年）。

「総督府」の林野制度実態説明は、『府報』が基礎資料となる。各号の記事内容は、律令、府令、訓令、告示、叙任及び辞令、彙報、告知、公告などで、これらから林制に関わる記事を採録するだけでも施策過程とその変遷概要を把握できる。『府報』の発行頻度は高く、例えば1911年5月ひと月で23号であるので、「府報」掲載シタルー箇月分ノ事項ヲ類別編製シテ索引ニ便ナラシム」として月別『府報目録』を作成している（『府報』『府報目録』は、中京大学社会科学研究所で複製所蔵、但し1897年3月の第31号以降分）。その記事内容は、類別とその番号（律令、府令など）、府報号数・発行日・頁である。したがって、まず索引の月別『府報目録』から林野政策に関する

記事をチェックして、該当『府報』本文に容易に辿りつける訳である。一例として現時点で調査済みの1910年から始まった林野調査に関する内容を紹介する。当時林業を所轄する組織は、1910年の「殖産局事務分掌規程改正」に、

「第四條 林務課に林業係、拓殖係、調査係ヲ置キ左ノ事務ヲ分掌セシム

林業係

- 一 保安林ニ関スル事項
- 二 造林及苗圃ニ関スル事項
- 三 森林主副産物ニ関スル事項
- 四 林業奨励及監査ニ関スル事項
- 五 森林調査及設計ニ関スル事項
- 六 林業講習ニ関スル事項

拓殖係

- 一 森林原野予約売渡ニ関スル事項
- 二 森林原野貸渡ニ関スル事項
- 三 開墾地ノ監査ニ関スル事項
- 四 拓殖地調査及設計ニ関スル事項

調査係

- 一 林業調査ニ関スル事項
- 二 林業試験ニ関スル事項
- 三 林業統計及報告ニ関スル事項
- 四 他係ノ主管ニ属セサル事項

とあり、殖産局林務課の上記三係の職掌であった。林野調査に関する『府報』記事は、以下の通りである。

- 台湾林野調査規則（律令第7号）
- 高等林野調査委員会規則（律令第8号）
- 台湾林野調査規則施行規則（府令第73号）

高等林野調査委員会規則施行規則（府令第74号）

地方林野調査委員会規則（府令第75号）

台湾林野調査規則取扱規程（訓令第210号、「府報」第3086号、1910年10月3日）

林野調査ノ件（遵守スヘキ要項）（諭告第2号、第3088号、同年11月2日）

林野調査ニ関スル件（公明調査）（諭告第1号、第3220号、1911年4月26日）

この調査は、土地台帳に未登録の土地全部に対してその権利関係を調査区分し、その所属を確定することが目的で、産業奨励策の一環として進められ、高等林野調査委員会、地方林野調査委員会をも設け、それぞれの組織とその権限、具体的施行規則が定められている。

今後は、林野制度変遷の把握は『府報』を基礎に、そして制度を含めた実態説明は所蔵機関での文書原本複製を用い、アーカイブズ学的分析を踏まえ、我が国との比較検討を視野に入れながら取り組みたい。

2008年度アーカイブズカレッジ

- ・長期コース：
会場＝立川市・国文学研究資料館
日程＝前期（7月7日～7月25日）
後期（8月25日～9月12日）
- ・短期コース：
会場＝滋賀県彦根市予定
日程＝11月10日～21日

*前後期・短期とも最終1週間はレポート作成にあてる

アーカイブズ・ニュースレター 7号

発行日 2007年9月30日

編集 アーカイブズ研究系

発行 大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国文学研究資料館
〒142-8585 東京都品川区豊町1-16-10
Tel.03-3785-7131 Fax.03-3785-4456 <http://www.nijl.ac.jp>

印刷所 三鈴印刷株式会社

©人間文化研究機構 禁無断転載

*本誌は、文部省史料館のちには国文学研究資料館史料館（通称国立史料館）が発行していた『史料館報』1～80号（1965年3月～2004年3月）の後継誌としてお取り扱い下さい。